

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲	頁
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	二
○保安林の指定の予定	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二
○建設業許可の取消し	三
○復興整備計画に記載された都市計画の変更	四
○市街地再開発組合の定款変更の認可	四
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	四
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者	五
○土地改良区役員の退任の届出	五
○定期監査の結果の公表	五
○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費について	一一

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農林水産部長の農業振興課に係る専決事項の項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に関する次のこと。

イ 基本方針の策定及び変更並びにその公表（第三条）

ロ 農地中間管理機構の名称等の変更の届出の受理及び公告（第五条）

ハ 農地中間管理事業評価委員会の委員の任命の認可（第六条）

ニ 農地中間管理機構の役員を選任及び解任の認可（第七条）

ホ 農地中間管理事業規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令（第八条）

ヘ 農地中間管理機構に対する監督命令（第十三条）

ト 事業の休止又は廃止の認可及び公告（第十四条）

チ 農用地利用配分計画の申請の公告及び認可並びに認可した旨の通知及び公告（第十八条）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項に次の一号を加える。

六 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 事業計画及び収支予算の認可並びにその変更の認可（第九条）

ロ 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認（第二十条）

ハ 農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認（第二十一条）

ニ 業務の委託の承認（第二十二条）

ホ 農地中間管理機構に対する報告徴収及び立入検査（第三十条）

附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇五〇〇二四三
事業所の名称及び所在地	気仙沼市ホームヘルプサービス事業所 気仙沼市松川前百五十四番地二
指定障害福祉サービスの種類	居宅介護
設置者名	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会
指定年月日	平成二十六年 四月一日

○宮城県告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇五〇二
事業所の名称及び所在地	ヘルパーステーション陽
指定障害福祉サービスの種類	同行援護
設置者名	有会社シー・キニープ
廃止年月日	平成二十六年 四月一日

○宮城県告示第百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	宮城県第八加入区
区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁）
同意成立の届出年月日	平成二十六年二月十七日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町尾浦町十八 鈴木 勝太郎
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十三年政）
区域内特定養殖業者数	七人

業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち尾浦の区域	牡鹿郡女川町尾浦町百大坂 善治	令第二百九十三号）第十八条の四に規定するはたて貝養殖業
--	-----------------	-----------------------------

○宮城県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市本吉町天ヶ沢一―の一、一―の二、一五二の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町字玉貫二〇の九、字下滝南二の一から二の六まで、二の八、字船場三二の一から三二の五まで、字田町北七八の一、七九の一、七九の二、七九の六から七九の九まで、字田町南一四二の二、一四七の三、一五二、一五六、一五七、一五九、字菱川内一の二、二〇の三、二二の二、二五の二

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町字滝原五二の一四、五三の一、五三の四・字田町北九の一・一〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九、七九の一、七九の一〇、七九の一、七九の一三、七九の一四、字矢洗六二の一、一四三の一、一四三の二、字測ノ上一九の一、字上滝西五五の四、五五の五（次の図に示す部分に限る。）、五六の一、五六の二、五八の一

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年二月二十日

二 商号又は名称等

和田工業株式会社 和田 祐二	石巻市大街道西一丁目 二一三三	般一二十三 第十九号	一部廃業 大工工事業 左官工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鉄筋工事業 板金工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業	平成二十六年 一月三十日
有限会社伊藤建 伊藤 守一	栗原市築館字久伝二十 六一一	般一二十二 第七十五号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十六年 一月二十一日
有限会社丹野鉄 筋工業所 丹野 和吉	柴田郡川崎町前川字館 山二一六三三	般一二十二 第二千四 十二号	全部廃業 一般建設業 鉄筋工事業	平成二十六年 一月二十一日
有限会社J・イ トウ 伊藤 仁市	黒川郡富谷町石積字 堂ヶ沢二十二一 二	般一二十四 第八千四 十五号	一部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十六年 一月二十三日
株式会社テクノ センドアイ 遠藤 哲	仙台市宮城野区栄一丁 目十一一 二十二	般一二十二 第八千七 百八十八号	一部廃業 一般建設業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業	平成二十六年 一月三十一日

株式会社みのり 建築舎 塩谷 貴義	仙台市青葉区北根二丁目八-三十二	第一万九千九百七号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十六年 一月二十八日
-------------------------	------------------	-----------	--	---	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された石巻市復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

(一) 名称 三・三・五号河南川尻線

三・五・一九号連河内海橋線

三・五・二四号不動沢稲井線

(二) 追加する部分

石巻市八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、吉野町三丁目、立町一丁目、中央三丁目、中央三丁目、湊字大門崎山、同字藤巻、同字葛和田山、井内字井内山、同字井内及び大瓜字井

内の各一部

(三) 廃止する部分

石巻市八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目、吉野町二丁目、吉野町三丁目、大門町三丁目、伊原津一丁目、立町一丁目、中央二丁目、中瀬、湊字大門崎山、同字隠里山、同字大門崎、同字根上り松、同字滝尻、同字藤巻、同字葛和田山、井内字井内山、同字井内及び大瓜字井内の各一部

2 廃止

名称 三・五・二一号立町東線

○宮城県告示第百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年六月七日から平成二十六年十二月三十一日まで

三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 変更の認可の年月日

平成二十六年二月二十日

○宮城県告示第百六十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十六年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十五年六月七日から平成二十六年十二月三十一日まで

三 施行地区
石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番一、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地
石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日
平成二十五年五月三十一日

六 事業施行期間の変更の内容
事業施行期間の末日を「平成二十六年十二月三十一日」から「平成二十七年四月三十日」に変更する。

七 変更の認可の年月日
平成二十六年二月二十日

○宮城県告示第百六十二号
次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十六年二月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称
株式会社エディット

二 代表者の氏名
馬淵 喜彰

三 事務所の所在地
仙台市青葉区一番町三丁目十番十四号

四 免許年月日及び免許証番号
平成二十二年二月三日 宮城県知事(二)第五千二百四十九号

○宮城県告示第百六十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。
平成二十六年二月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 佐野 好昭

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年二月三日	鈴木 功一	刈田郡蔵王町大字小村崎字磯ヶ坂三十九番地	理事

監査委員

○宮城県監査委員告示第15号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成25年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。
平成26年2月28日

宮城県監査委員	安 部 孝
宮城県監査委員	ゆ さ み ゆ き
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施日
監査実施機関 監査実施日

○総務部
地方機関
公務研 修所 12月17日

大河原県税事務所 (選挙管理委員会大河原地方支局を含む。) 10月29日

仙台北県税事務所 (選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。) 12月18日

塩釜県税事務所 (選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。) 11月12日

北部県税事務所 (選挙管理委員会北部地方支局を含む。)	11月5日	地方機関	農業大学校	10月10日
北部県税事務所栗原地域事務所	11月5日	農業・園芸総合研究所	古川農業試験場	10月22日
東部県税事務所 (選挙管理委員会東部地方支局を含む。)	10月24日	畜産試験場	王城寺原補償工事務所	10月16日
東部県税事務所登米地域事務所	10月24日	林業技術総合センター	水産技術総合センター	10月8日
気仙沼県税事務所 (選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。)	11月13日	○土木部	地方機関	11月11日
○震災復興・企画部		北部土木事務所	北部土木事務所栗原地域事務所	10月16日
地方機関		東部土木事務所登米地域事務所	大崎地方ダム総合事務所	11月6日
東京事務所	11月7日	栗原地方ダム総合事務所	○教育庁	
○環境生活部		地方機関	地方機関	
地方機関		北部土木事務所	北部教育事務所栗原地域事務所	12月17日
保健環境センター	12月19日	東部土木事務所登米地域事務所	南三陸教育事務所	10月22日
○保健福祉部		大崎地方ダム総合事務所	松島自然の家	10月23日
地方機関		栗原地方ダム総合事務所	蔵王自然の家	10月8日
仙南保健福祉事務所	10月29日	○教育庁	志津川自然の家	10月22日
仙台保健福祉事務所	11月12日	地方機関	仙台第一高等学校	11月21日
北部保健福祉事務所	11月5日	北部教育事務所栗原地域事務所	仙台第三高等学校	11月19日
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	10月25日	南三陸教育事務所	塩釜高等学校	11月18日
東部保健福祉事務所	10月24日	松島自然の家	角田高等学校	12月4日
東部保健福祉事務所登米地域事務所	10月23日	蔵王自然の家	石巻高等学校	11月6日
さわらび学園	10月15日	志津川自然の家	築館高等学校	9月17日
○経済商工観光部		仙台第一高等学校	宮城第一高等学校	9月2日
地方機関		仙台第三高等学校	古川黎明高等学校	12月18日
大阪事務所	11月14日	塩釜高等学校	古川黎明中学校	11月13日
北部地方振興事務所	12月17日	角田高等学校	古川黎明中学校	11月13日
北部地方振興事務所栗原地域事務所	10月25日	石巻高等学校		
東部地方振興事務所登米地域事務所	10月18日	築館高等学校		
産業技術総合センター	12月17日	宮城第一高等学校		
石巻高等技術専門学校	11月20日	古川黎明高等学校		
気仙沼高等技術専門学校	11月12日	古川黎明中学校		
松島公園管理事務所	11月6日			
○農林水産部				

名取高等学校	10月17日	石巻商業高等学校	11月21日
涌谷高等学校	11月11日	一迫商業高等学校	11月15日
田尻さくら高等学校	9月4日	美田園高等学校	11月7日
佐沼高等学校	10月9日	古川支援学校	9月10日
登米高等学校	10月16日	○警察本部	
志津川高等学校	11月19日	警察署	
中新田高等学校	12月26日	岩沼警察署	10月17日
女川高等学校	9月19日	石巻警察署	11月6日
多賀城高等学校	12月25日	気仙沼警察署	11月13日
仙台南高等学校	11月7日	佐沼警察署	10月18日
名取北高等学校	10月10日	南三陸警察署	11月14日
泉松陵高等学校	10月15日	鳴子警察署	11月18日
宮城広瀬高等学校	12月27日	加美警察署	12月27日
石巻西高等学校	10月8日	2 監査結果	
気仙沼西高等学校	11月11日	平成24年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
柴田高等学校	9月4日	その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
富谷高等学校	11月13日	なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
蔵王高等学校	11月7日	(1) 大河原県税事務所	
迫桜高等学校	10月9日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。	
貞山高等学校	12月19日	(内容)	
農業高等学校	12月27日	・H24年度収入未済額	
黒川高等学校	9月10日	現年度分 120,073,875円	
亘理高等学校	11月12日	過年度分 392,842,937円	
加美農業高等学校	12月27日	合 計 512,916,812円	
小牛田農林高等学校	11月1日	・H23年度収入未済額	
本吉響高等学校	11月20日	現年度分 140,621,211円	
水産高等学校	12月6日	過年度分 418,627,881円	
気仙沼向洋高等学校	11月21日	合 計 559,249,092円	
古川工業高等学校	12月27日		
石巻工業高等学校	10月8日		
米谷工業高等学校	10月16日		

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 48,052,136円

過年度分 104,943,636円

合 計 152,995,772円

・H23年度収入未済額

現年度分 45,725,271円

過年度分 113,608,637円

合 計 159,333,908円

(8) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 43,920,678円

過年度分 171,905,553円

合 計 215,826,231円

・H23年度収入未済額

現年度分 55,001,745円

過年度分 221,627,432円

合 計 276,629,177円

(9) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同達約金、過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・H24年度収入未済額

現年度分 8,158,403円

過年度分 20,818,554円

合 計 28,976,957円

・H23年度収入未済額

現年度分 11,783,097円

過年度分 10,860,558円

合 計 22,643,655円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H24年度収入未済額

現年度分 3,273,548円

過年度分 16,846,079円

合 計 20,119,627円

・H23年度収入未済額

現年度分 3,692,575円

過年度分 16,369,140円

合 計 20,061,715円

○母子寡婦福祉資金貸付金違約金

・H24年度収入未済額

現年度分 144,900円

過年度分 2,724,300円

合 計 2,869,200円

・H23年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 2,241,700円

合 計 2,812,900円

○過誤払返納金 (生活保護扶助費返納金)

・H24年度収入未済額

現年度分 1,194,516円

過年度分 631,553円

合 計 1,826,069円

・H23年度収入未済額

現年度分 359,785円

過年度分 271,768円

合 計 631,553円

○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）

・H24年度収入未済額

現年度分 291,169円

過年度分 229,685円

合 計 258,854円

・H23年度収入未済額

現年度分 71,751円

過年度分 160,472円

合 計 232,223円

(10) 仙台保健福祉事務所

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金、未熟児養育費、過年度過払金等返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H24年度収入未済額

現年度分 561,771円

過年度分 431,201,100円

合 計 48,737,817円

・H23年度収入未済額

現年度分 7,063,582円

過年度分 39,889,348円

合 計 46,952,930円

○生活保護扶助費返還金

・H24年度収入未済額

現年度分 2,657,653円

過年度分 20,833,770円

合 計 23,491,423円

・H23年度収入未済額

現年度分 3,400,743円

過年度分 18,192,339円

合 計 21,593,082円

○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）

・H24年度収入未済額

現年度分 309,136円

過年度分 57,162円

合 計 366,298円

・H23年度収入未済額

現年度分 43,042円

過年度分 124,359円

合 計 167,401円

○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）

・H24年度収入未済額

現年度分 121,020円

過年度分 225,000円

合 計 346,020円

・H23年度収入未済額

現年度分 100,000円

過年度分 225,000円

合 計 325,000円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金）

・H24年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 333,568円

合 計 333,568円

・H23年度収入未済額

現年度分 114,700円

過年度分 218,868円

合 計 333,568円

(11) 北部地方振興事務所

イ 市町村負担金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じりたい。

(内容)

報 告 書 公 報 城 西

土地改良事業費に係る受益者分担金について、不徴収部分があるもの。

- ・件数 1件
- ・金額 1,420,000円

ロ 行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、10月に調定したものの。

- ・件数 5件
- ・調定金額 19,560円

ハ 公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。

- ・台数 2台

(12) 北部地方振興事務所栗原地域事務所
農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 11,480,000円

合 計 11,480,000円

・H23年度収入未済額

現年度分 1,435,000円

過年度分 10,045,000円

合 計 11,480,000円

(13) 水産技術総合センター

雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○自動車重量税の還付金

6月に国庫金送金通知があった自動車重量税の還付金について、翌年2月に受領し調定し

たもの。

- ・件数 10件
- ・調定金額 28,180円

○行政財産の使用許可に係る光熱水費

5月31日の納期限で調定すべき光熱水費について、10月4日の納期限で調定したものの。

(内容)

・件数 1件

・調定金額 55,454円

(14) 南三陸教育事務所

歳入歳出外現金において、払出の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成24年4月分所得税について、払出の遅延により不納付加算税を賦課されたもの。

・源泉徴収額 143,146円

・不納付加算税額 7,000円

・納付期限 平成24年5月10日

・納付年月日 平成24年5月15日

(15) 角田高等学校

光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

毎月調定すべき平成24年度分電気料及び水道料について、平成25年10月に調定したものの。

・件数 20件

・調定金額 152,283円

(16) 仙台南高等学校

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていないかったもの。

・対象者 2名

・付与すべき有給休暇 10日

(17) 柴田高等学校

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6 か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていないかつたもの。

- ・対象者 1 名
- ・付与すべき有給休暇 10 日

(18) 貞山高等学校

需用費において、支出金額を誤ったため、支払遅延による遅取加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落不能となり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅取加算額7,377円が発生したものの。

- ・件数 1 件
- ・正規支出額 246,674円
- ・誤支出手続額 246,301円
- ・遅取加算額 7,377円

(19) 気仙沼向洋高等学校

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

製造実習棟殺菌灯設置工事について、予定価格を超えた見積額で落札者を決定していたもの。

- ・予定価格 409,000円 (消費税を除く)
- ・見積額 420,000円
- ・契約額 420,000円

(20) 岩沼警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 384件

- ・過徴収金額 12,820円

(21) 石巻警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 291件
- ・過徴収金額 14,120円

(22) 気仙沼警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 70件
- ・過徴収金額 2,700円

(23) 佐沼警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 117件
- ・過徴収金額 6,280円

(24) 加美警察署

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 81件
- ・過徴収金額 3,200円

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第22号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成19年宮城県公安委員会告示第19号は廃止する。

平成26年 2月28日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食432円（消費税を含む。）までとする。

ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食540円（消費税を含む。）まで増額することができる。